

# ○四條畷市バリアフリー基本構想協議会条例

令和2年3月19日

条例第15号

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、四條畷市バリアフリー基本構想協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 法第26条第1項の規定に基づく協議及び連絡調整を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、移動の円滑化の促進の推進に関し必要な事項を調査審議すること。

(組織)

第3条 協議会は、15人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、法第26条第2項に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和26年条例第72号）の一部を次のように改正する。

「次のよう」略